

文京区指定文化財の指定について

文京区教育委員会は、文京区文化財保護条例（平成4年3月31日条例第28号）第20条第1項の規定により、「麟祥院文書」の文京区指定文化財の指定について、文化財保護審議会に諮問し、調査・審議の結果、指定に相応しい貴重な文化財であるとの建議を受けた。これを受け、令和4年第2回教育委員会定例会において、文京区指定文化財に指定することを決定した。

1 麟祥院文書 1,229点

(1)種別

有形文化財（古文書）

(2)名称および員数

麟祥院文書 1,229点

(3)指定理由

- ・3代将軍徳川家光の乳母・春日局が開基となって、寛永元年（1624）に創建された臨済宗妙心寺派の寺院、天沢山麟祥院に伝来した近世・近代の古文書群である。
- ・江戸時代に武蔵国豊島郡駒込村（現、文京区・豊島区）・柏木村（現、新宿区）などに拝領した寺領300石にかかわる検地帳の原本や、年貢収取などの寺領支配に関する文書が残り、残存例が少ない文京区内の地方文書の欠を補う貴重な地域史料である。
- ・将軍の代替わりに際して受けた朱印改めに関する文書や朱印状の写本が残り、幕府の寺社支配をうかがううえで貴重である。
- ・将軍代替わりにおける拝礼や年忌法要における納経・献経に関する記録は、幕府・将軍家の儀礼・儀式への寺社の対応を知るうえで重要である。
- ・堂宇営繕に関わる文書は、寺院と檀家・大名家との関係をうかがうことができると同時に建築生産史にも有用である。
- ・明治初年の文書は、社寺領上知や廃仏毀釈・神仏分離といった動向に対し、寺社がどのような対応をしたかをうかがうことができる。また、麟祥院におかれた妙心寺派大教院や臨済宗東京出張事務所に関連する文書は、近代宗教史にとっても貴重である。

(4)告示日

令和4年3月1日

(5)所有者

宗教法人麟祥院（文京区湯島四丁目1番8号）

(6) 所蔵先

文京区湯島四丁目1番8号 麟祥院

2 周知方法

区報及び文京区教育だより「きあら」に掲載する。

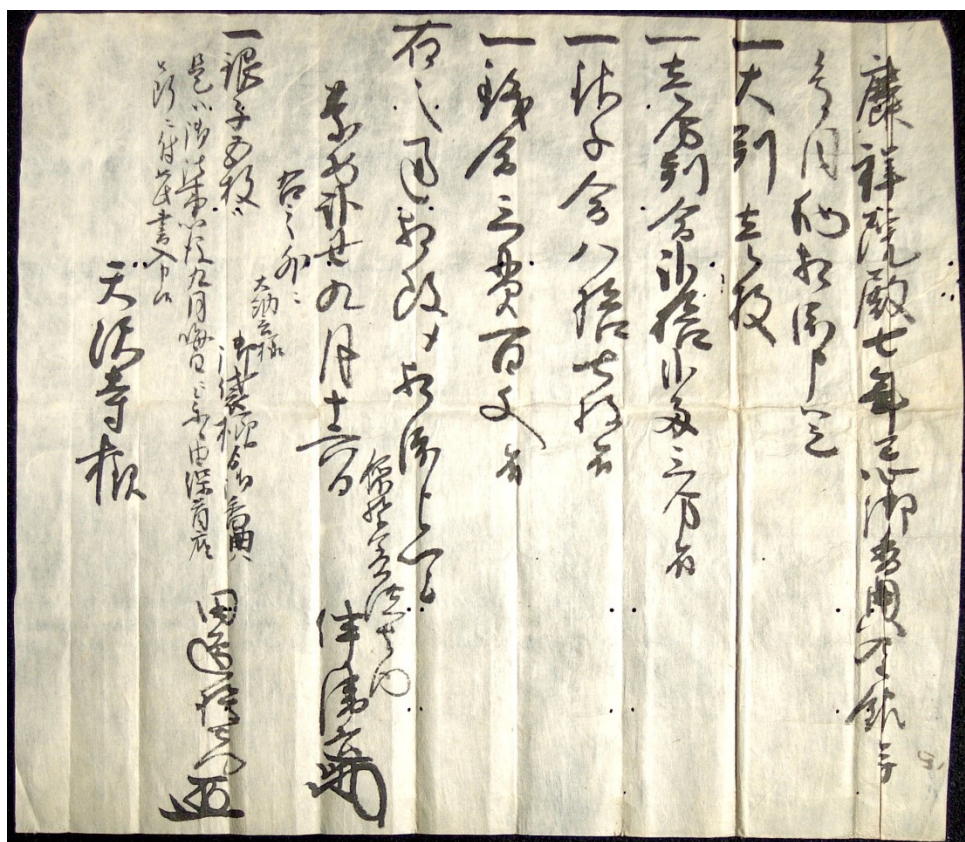


写真1 麟祥院殿七年忌御香典金銀并鳥目納相渡申覚 慶安2年(1649)



写真2 麟祥院領武蔵國豊島郡駒込村検地水帳 宝永4年(1707)

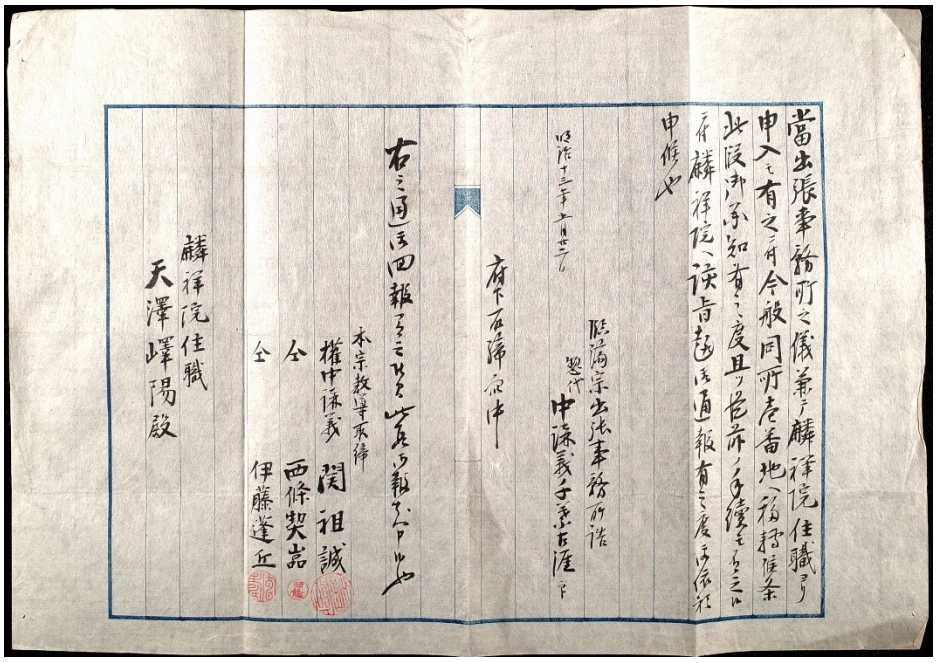


写真3 (臨濟宗出張事務所移転につき通知) 明治13年(1880)